

第4章 取り組みの推進

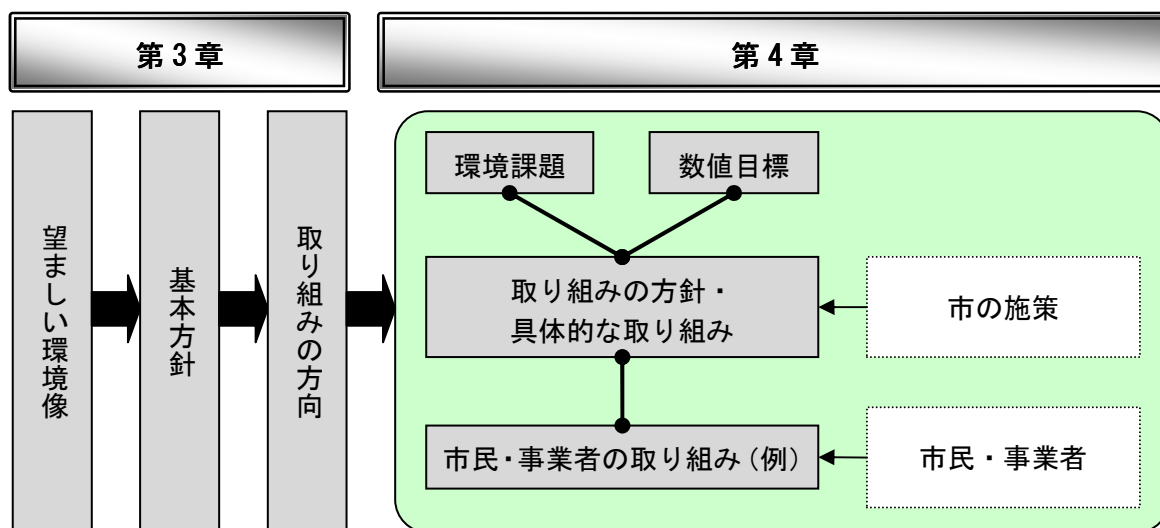
基本方針ごとに、取り組みの方向性や環境課題、具体的な取り組み内容を示します。また、取り組みの方向ごとに、目標を分かりやすく示すため、数値目標を設定します。

第1節 取り組みの推進にあたって

本計画は、本市の望ましい環境像を実現するため、基本方針や取り組みの方向などの進むべき方向性を定め、これに沿って取り組むべき具体的な方策を示すことにより、本市の環境施策の着実な推進を図るとともに、日常生活や事業活動のあらゆる場面で市民、事業者の環境行動を誘導することをねらいとしています。

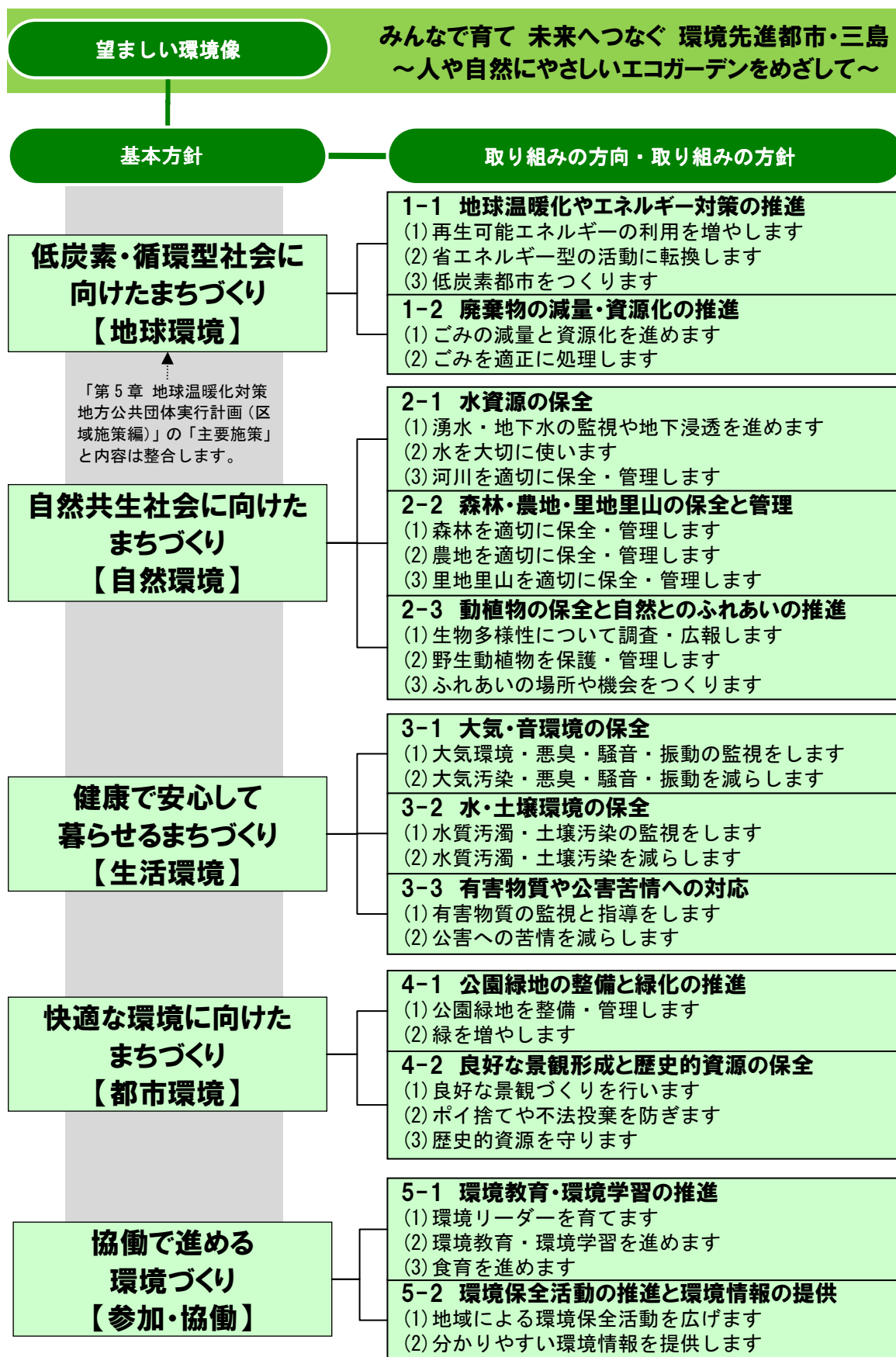
そのため、本章では取り組みの方向ごとに環境課題を整理し、代表的な数値目標を設定しています。さらに、目標を達成するために取り組みの方針を定め、具体的な取り組み（市の施策）及び市民・事業者の取り組み（例）などを示しています。

環境課題	「取り組みの方向」ごとに環境の現状を抽出して課題を整理
数値目標	「取り組みの方向」ごとに目指すべき代表的な目標 (できる限り数値化したもので、計画の目標達成状況を評価)
取り組みの方針	環境課題を克服するために必要となる取り組みに対する考え方・方向性
具体的な取り組み	「取り組みの方針」に沿って、市の施策として実施する具体的な取り組み内容
市民・事業者の取り組み（例）	「具体的な取り組み」に対する、市民や事業者の取り組み内容の例



「第4章 取り組みの推進」の構成

【第2次三島市環境基本計画の体系】



第2節 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり

●基本方針

1 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり

●取り組みの方向

1-1 地球温暖化やエネルギー対策の推進

●環境課題

温室効果ガス

- ❖ 本市全体から排出される温室効果ガスは、平成2年度（1990年度）から平成20年度（2008年度）までに21.5%増加しています。特に民生部門が著しく増加していることから、これらの部門における対策が必要です。
- ❖ 市有施設からの温室効果ガス排出量も増加していることから、施設における省エネルギーの推進を引き続き図っていく必要があります。

再生可能エネルギー・省エネルギー

- ❖ 太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減に極めて重要であることから、従来型エネルギーに替わり、積極的に利用を進めていく必要があります。
- ❖ 公共施設や家庭、事業所への再生可能エネルギーの普及はごく一部に限られているため、今後も引き続き市有施設に率先導入を行うだけでなく、家庭・事業所への普及を図る必要があります。
- ❖ 本市では廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料について、実験的に取り組みを行っていますが、燃料の需要が少ないという課題があるため、今後は燃料需要の拡大を図る必要があります。
- ❖ 家庭や事業所における高効率給湯器や高断熱住宅などは、導入率が低いことから、今後も補助を継続するとともに、節電についても広く呼び掛けていく必要があります。
- ❖ ハイブリッド自動車及び電気自動車の普及率は未だ低い状況にあることから、普及率向上が今後の課題となっています。また、エコドライブ講習会開催などによるエコドライブの推進により、自動車による環境負荷の低減を図る必要があります。
- ❖ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入する事業所が徐々に増えてきています。環境マネジメントシステム導入は、低炭素型のライフスタイルへの変革につながることから、今後もより多くの事業所に普及を図る必要があります。
- ❖ 本市ではISO14001の自己適合宣言の透明性や客観性を高めるため、市民に開かれた環境マネジメントシステムを構築するとともに、引き続き、本市職員による率先した環境配慮行動を実践していく必要があります。

低炭素都市

- ❖ 都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画と連携し、土地利用や交通、緑地・緑化の推進などの視点から低炭素都市づくりを実現する必要があります。
- ❖ 本市では多くの幹線道路が市街地にあるため、他市町や郊外からの通過・流入車両が多く、街中で交通混雑が発生しやすくなっています。今後も計画的な道路整備を進め、交通の円滑化を図る必要があります。
- ❖ 市内の自動車保有台数は増加傾向にありますが、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する人は減少しています。公共交通の空白地域にはコミュニティバスが導入されており、次第に利用者も増加していますが、今

後もバス路線の維持・充実を図っていく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
市全体からの温室効果ガス排出量	648 千 t-CO ₂ (H20)	551 千 t-CO ₂	486 千 t-CO ₂	市全体から排出される温室効果ガス（6ガス）の総量
新エネルギー導入件数	685 件	1,815 件	2,890 件	新エネルギー設備の導入助成を利用した件数（H12からの累計）
コミュニティバスの年間利用者数	161,069 人	178,000 人	178,000 人	コミュニティバスの利用者数
ISO14001、エコアクション21 認証取得事業所数	64 件	94 件	119 件	ISO14001・エコアクション21の認証取得事業所総数

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 再生可能エネルギーの利用を増やします

- ◆住宅や事業所における太陽光発電・太陽熱利用システムなどへの補助を行うとともに、天然ガスコージェネレーションや燃料電池の導入奨励・支援の検討を行います。
- ◆学校施設をはじめとした市有施設、市営駐車場や公衆トイレなどへの太陽光発電・太陽熱利用システム・風力発電などの導入を進めます。
- ◆道路や歩道、公園の街灯・誘導灯・表示灯にソーラーLED照明やハイブリッド型LED照明などを導入します。
- ◆市営駐輪場に太陽光パネルを設定して電動アシスト自転車の充電に使用する「ソーラー駐輪場」の整備などを行います。
- ◆耕作放棄地や遊休農地などへの太陽光発電システム導入の検討を進めます。
- ◆廃食用油の回収や廃食用油により精製したバイオディーゼル燃料の公用車への活用を図ります。
- ◆バイオガスプラント、公共施設のボイラーへの木質バイオマスの導入検討など、バイオマスの利活用の調査・研究を進めます。
- ◆再生可能エネルギー全般に関する調査や情報提供・普及啓発を行います。

(2) 省エネルギー型の活動に転換します

- ◆省エネナビやHEMS（ホームエネルギー管理システム）・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入、節電コンテストの実施、ストップ温暖化推進員などによる省エネルギー診断・相談の実施などにより、エネルギーの「見える化」を推進します。
- ◆高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など）への補助の実施、高効率照明（LED、Hf照明など）やトッランナーの省エネルギー機器などの普及啓発を行い、省エネルギー型の設備を普及促進します。
- ◆高気密・高断熱な次世代省エネルギー基準を満たす建物の普及啓発を行います。
- ◆地中熱利用システムを公共施設で率先して導入し、家庭や事業所にも普及を促進します。

第4章 取り組みの推進

- ◆省エネ法の特定事業者として、市有施設におけるエネルギーの使用の合理化を図ります。
- ◆公用車には低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、低燃費・低排出ガス認定車）の導入を進めるとともに、市民・事業者に対する低公害車の普及啓発や購入補助の検討、急速充電ステーションの設置支援などにより、低公害車の導入や買い替えを促進します。
- ◆温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブ講習会やエコ・エコ・デー（自動車・バイクによる通勤の自粛）を実施します。
- ◆徒歩による移動を最優先とする基本理念のアピール、ウォーキングルートやミニエコツアーの設定、リサイクル自転車などのレンタサイクルなどを行い、徒歩や自転車の利用しやすい環境整備を行います。
- ◆家庭向けのエコパートナー制度の推進、グリーン購入の推進支援や入札時の優遇措置による事業者の環境マネジメントシステム取得促進により、省エネルギーを総合的に実践します。
- ◆低炭素化を進めるための情報提供や相談窓口づくり、キャンペーンの実施、市有施設の省エネルギー設備などを自由に見学できるしくみをつくります。

(3) 低炭素都市をつくります

- ◆国道や県道の整備促進及び市道の整備のほか、狭あい道路の解消などにより、円滑で安全な道路や歩道の整備を推進します。
- ◆交通事業者への働きかけや交通需要施策の推進、移動円滑化のためのバリアフリー化の推進などにより、公共交通機関の円滑化・利便性向上を図ります。
- ◆コミュニティバスの運行や生活交通バス路線の維持、超低床ノンステップバスの導入支援、鉄道駅を発着するバス路線の充実などにより、バス機能の充実に努めます。
- ◆健全な森林の保全と育成を進めるため、間伐や林道の整備を進めます。（再掲 2-2(1)）
- ◆森林所有者の森林に対する知識のアップを図るとともに、森林ボランティアの育成及び拡大を図ります。（再掲 2-2(1)）
- ◆間伐材の利用促進を図るとともに、公共施設の建設時に県内産木材の利用を促進します。（再掲 2-2(1)）
- ◆生け垣づくりや屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン、コミュニティガーデンの活用、学校校庭の芝生化などを推進するとともに、街路樹や地域の花壇などを適正管理します。（再掲 4-1(2)）
- ◆湧水や緑地などのクールスポットの調査や認定、マップの作成、イベント実施など、クールスポットを活用した取り組みを進めます。
- ◆自然と共生する低炭素なまちを実現するモデル地区の設定や、都市計画マスタープランとの連携により、低炭素なまちづくりを行います。

第4章 取り組みの推進

●市民・事業者の取り組み(例)	市民	事業者
□住宅や事業所への太陽光発電、太陽熱利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池の設備など、再生可能エネルギーの導入を進めます。	●	●
□市が行っている廃食用油の回収を利用し、バイオディーゼル燃料の精製に協力します。	●	●
□省エネナビや HEMS・BEMS の導入、ストップ温暖化推進員などによる省エネルギー診断・相談を利用して、エネルギーの「見える化」をします。	●	●
□高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など）や高効率照明（LED、Hf照明など）、トップランナー省エネルギー機器などを導入します。	●	●
□省エネ法に基づく届け出制度の順守や ESCO 事業の導入、静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE 静岡)の順守などにより、建物全体の総合的な省エネルギー化を図ります。		●
□建物の新築及び改築時には、高气密・高断熱な次世代省エネルギー基準を満たす建物を選びます。	●	●
□地中熱利用システムの導入を図ります。	●	●
□車の新規購入や買い替え時には、低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車、低燃費・低排出ガス認定車）を選ぶようにします。	●	●
□アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどのエコドライブを実践します。	●	●
□バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用するとともに自転車や徒歩による移動を心掛け、エコ・エコ・デー（自動車やバイクによる通勤の自粛）に協力します。	●	●
□貨物トラックなど自動車輸送が主体の多頻度小口配送から、鉄道や船舶輸送が主体の大量一括型配送への転換（モーダルシフト）を進めます。		●
□エコパートナー制度やエコアクション 21、ISO14001 などの環境マネジメントシステムを導入し、家庭や事業所でできる省エネルギー行動を積極的に実践します。	●	●
□人工林の間伐の実施や森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加するとともに、間伐材や県内産木材を積極的に利用します。	●	●
□家庭や事業所の敷地内での生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行います。	●	●
□湧水や緑地などのクールスポットについての調査やイベントなどに参加・協力します。	●	●

●基本方針

1 低炭素・循環型社会に向けたまちづくり

●取り組みの方向

1-2 廃棄物の減量・資源化の推進

●環境課題

ごみの減量・資源化

- ❖ ごみ排出量は平成18年度をピークに減少傾向にありますが、資源化率・リサイクル率は横ばい傾向となっていることから、今後はごみの減量をさらに進めるとともに、ごみの資源化を進めていく必要があります。
- ❖ アンケートによると、ごみの分別やリサイクル、買い物袋の持参などは実践率が高いものの、生ごみの堆肥化については、市民・事業者ともに実践率は低い状況にあります。今後は生ごみなど有機性廃棄物のリサイクルなどについても検討する必要があります。
- ❖ 焼却施設などから発生する二酸化炭素の発生を抑制するために、ごみの減量や資源化をさらに進めていく必要があります。

ごみの適正処理

- ❖ 本市の最終処分場は残余容量が少なく、平成25年度末には満杯になると予測されているため、緊急措置として平成22年度から焼却灰の外部搬出を行っています。今後はさらなるごみの減量を進めるとともに、焼却灰の資源化や新しい処分場の整備などが必要です。
- ❖ 本市の焼却施設は完成してから既に20年以上が経過していることから、焼却施設の長寿命化を図るための大規模改修が必要です。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
市民1人当たり1日 ごみ排出量	1,116g/人・日	943g/人・日	943g/人・日	市民1人が1日に出す ごみの排出量
一般廃棄物リサイクル率	16.4%	25.0%	25.0%	ごみの排出量のうち、 リサイクルされた資 源ごみの割合

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) ごみの減量と資源化を進めます

- ◆一般廃棄物処理基本計画に沿って計画的なごみの減量化・資源化を推進します。
- ◆コンポスト・ぼかし容器の無償貸与及び生ごみ処理機の購入補助のほか、生ごみ減量・堆肥化システムの調査・研究を行います。
- ◆剪定枝のチップ化による利用の促進を図ります。
- ◆買物袋持参運動の推進やレジ袋使用量削減協力店認定制度の啓発などにより、普段から買物袋を持参するなど環境にやさしい消費者を育成します。
- ◆廃プラスチック類の分別品目の拡大やミックス古紙・木製家具などの資源化、携帯電話の回収・リサイクルなど、資源の有効利用を推進します。
- ◆フリーマーケットの開催や不用品活用バンクの活用、リサイクル自転車の製作・活用などにより、まだ使える生活用品の再利用を推進します。
- ◆資源ごみ回収団体への報奨金の交付を行い、資源ごみの回収を促進します。

第4章 取り組みの推進

- ◆環境美化推進員との協力、ポスター・標語の募集、広報紙やイベントなどによるリサイクル関連法の周知などにより、ごみの資源化・再利用について市民の理解と協力を求めます。
- ◆ごみ処理の有料化について調査・検討します。
- ◆特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）について、分別解体及び再資源化などを促進するため、建設リサイクル法に基づく指導を行います。

(2) ごみを適正に処理します

- ◆ごみ最終処分場を適正に管理し、延命化に努めます。
- ◆ごみ焼却灰等の資源化活用を進めます。
- ◆焼却処理施設の長寿命化のための改修を行います。

●市民・事業者の取り組み(例)	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 調理くずや食べ残しなどを減らすことにより、生ごみの減量化に努めます。	●	●
<input type="checkbox"/> コンポストや生ごみ処理機を使用した生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを実践します。	●	●
<input type="checkbox"/> レジ袋の有料化、エコバッグ・エコバスケットの持参、包装類の簡素化やバラ売り、リターナブル容器入りの商品などの利用促進により、容器包装を減らします。	●	●
<input type="checkbox"/> 資源ごみの集団回収や店頭回収に参加・協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> フリーマーケットや不用品活用バンクなどを活用し、まだ使えるものの有効利用を図ります。	●	
<input type="checkbox"/> 環境美化推進員活動への理解と協力を行うとともに、廃プラスチック類やミックス古紙、携帯電話などに含まれるレアメタルの回収に協力します。	●	
<input type="checkbox"/> ごみの減量と再資源化を徹底し、最終処分場の延命化に協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 生産活動に伴い排出される産業廃棄物は、適正な処理業者へ委託するなど、廃棄物の適正処理の徹底を図ります。		●

第3節 自然共生社会に向けたまちづくり

●基本方針 2 自然共生社会に向けたまちづくり

●取り組みの方向 2-1 水資源の保全

●環境課題

湧水・地下水

- ❖ アンケートによると、湧水や地下水への市民・事業者の関心度や重要度が非常に高くなっています。湧水や地下水などを今後も本市の大切な自然資源として維持していくため、これらの水資源の監視や保全対策に関する啓発活動の実施などとともに、地下水保全と生活用水確保のため、県や黄瀬川上流域の市町との更なる連携強化に努める必要があります。
- ❖ 地盤沈下や塩水化、水位の異常低下などの地下水障害を未然に防止するため、本市では近隣市町と連携して各種の施策を講じていますが、今後も引き続きこれらの施策を講じていく必要があります。
- ❖ 森林の荒廃や都市化によるコンクリート舗装などは、水源涵養機能が低下して地下水や湧水が減少する要因となります。そのため、本市では森の小さなダムづくりや雨水浸透施設設置への補助などを実施し、雨水の地下浸透を促進しています。今後も引き続き、雨水浸透・貯留施設設置費補助金の周知を図るとともに、透水性舗装の拡大なども検討する必要があります。

水利用

- ❖ 地下水は多くの分野で利用されており、地下水使用量が増えたことによって、湧水が減少しています。地下水水位も長期的に見て緩やかな減少傾向にあると考えられます。また、市民1人当たりの水道使用量は国や県よりも多くなっていることから、節水に努める必要があります。
- ❖ 今後も安心して飲める水を安定供給することに加え、水利用の適正化を図るため、節水や工業用水道の整備を図っていく必要があります。

河川

- ❖ 一級河川の大場川とその支流河川が狩野川に注いでいますが、これらの河川は貴重なオープンスペースとしての役割を果たしているほか、動植物の生息・生育場所としても重要であることから、河川環境を維持・向上させるための適切な保全・管理を行う必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
市民1人当たり1日の水道使用量	423ℓ/人	387ℓ/人	365ℓ/人	市民1人が1日に使う平均水道使用量
雨水利用施設設置基数	787基	910基	1,065基	市が助成した雨水利用施設の導入台数(累計)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 湧水・地下水の監視や地下浸透を進めます

- ◆黄瀬川地域地下水利用対策協議会への参加や各種調査の実施などにより、広域的な連携による地下水保全対策を推進します。
- ◆湧水や地下水の量や水位について監視するとともに、水資源のPRを行います。
- ◆森の小さなダムづくりを推進し、水源かん養能力を向上させます。
- ◆雨水浸透・貯留施設への補助や透水性舗装の推進などにより、地下水を保全します。

(2) 水を大切に使います

- ◆節水コマの無償配布、節水機器(食洗器・節水シャワーヘッド)への補助の検討、節水イベントや広報などにより、節水意識の啓発を行います。
- ◆新しい工業用水道を整備し、地下水揚水量を削減します。
- ◆水道施設の耐震化や更新、適正な維持管理により、安心して飲めるおいしい水を安定して供給します。

(3) 河川を適切に保全・管理します

- ◆多自然川づくりなど、動植物が生息・生育しやすい川づくりを行います。
- ◆河川の改良・維持管理を図ります。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 湧水や地下水の現状に関心を持ち、今後も維持できるよう協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 森の小さなダムづくりなど、水源涵養のための活動に参加します。	●	●
<input type="checkbox"/> 節水コマや節水機器(食洗器・節水シャワーヘッド)などにより節水を徹底するとともに、雨水浸透・貯留施設の設置を進めます。	●	●
<input type="checkbox"/> 工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。		●

●基本方針

2 自然共生社会に向けたまちづくり

●取り組みの方向

2-2 森林・農地・里地里山の保全と管理

●環境課題

森林

❖ 森林には生物多様性の保全や土砂災害の防止、水源涵養などの機能があり、私たちの生活と深く関わっていますが、森林所有者の高齢化や価格低迷のため放置されているのが実情です。このような森林を支援するため、間伐の実施や森林ボランティアによる活動の推進により、森林を適切に保全・管理する必要があります。

農地

❖ 農地は農作物の供給に限らず、環境保全や景観形成など、さまざまな役割を担っています。しかし、近年では農業者の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は深刻化しており、農家数や耕地面積は著しく減少しています。そのため、認定農業者や耕作放棄地対策、学校給食への直接納入などを推進していく必要があります。

❖ 地域農業を発展させていくためには、箱根西麓三島野菜のブランド化や、特色ある自然環境を活かした農業経営の確立が必要となっています。

里地里山

❖ 里地里山は農林業の生産の場のみならず、良好な景観の形成や生物多様性の保全、環境学習や自然体験の場といった多面的な機能を発揮してきました。しかし、最近では里地里山が人為的に管理されなくなり、荒廃していることから、里地里山の復活に向けた取り組みが必要です。

❖ 山田川流域には、昔の農村風景や豊かな里地里山の環境が残っていることから、本市では環境整備を行い、山田川自然の里を開園しました。今後は地域の自然や文化、人々との交流を楽しめる場としての活用が期待されています。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
市などが実施する 間伐面積	1,420ha	1,600ha	1,750ha	三島市森林整備計画に基づいて間伐を行った森林面積(累計)
農用地利用集積面積	25ha	30ha	35ha	耕作放棄地を含む農用地を利用集積した面積(累計)
認定農業者数	118人	123人	128人	認定農業者数(累計)
エコファーマー認定者数	45人	55人	60人	県のエコファーマーに認定された人数(累計)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 森林を適切に保全・管理します

- ◆健全な森林の保全と育成を進めるため、間伐や林道の整備を進めます。(再掲 1-1(3))
- ◆森林所有者の森林に対する知識のアップを図るとともに、森林ボランティアの育成及び拡大を図ります。(再掲 1-1(3))
- ◆間伐材の利用促進を図るとともに、公共施設の建設時に県内産木材の利用を促進します。(再掲 1-1(3))

(2) 農地を適切に保全・管理します

- ◆土地改良事業や農業用施設の維持管理など、農業・農村基盤整備を推進します。
- ◆優良農用地や畑作圃場の土壌保全、農地・水・農村環境の保全向上に寄与する活動の支援などにより、農地の保全を図ります。
- ◆農業経営の改善支援やエコファーマーの育成など、意欲ある担い手の確保と育成を図ります。
- ◆市民農園の整備などにより、耕作放棄地の再生利用や解消などを図り、農地を有効活用します。
- ◆地場野菜などの地産地消拡大のため、学校給食での活用や各種イベントなどでの販売支援、ブランド野菜などを活用した特産品づくりなどを行います。

(3) 里地里山を適切に保全・管理する

- ◆地域の里地・里山の保全について自然環境基礎調査を実施して環境の現状を把握し、今後の整備手法について検討するとともに、保全のための環境整備や放置竹林の自然林化などを進めます。
- ◆山田川市民農園などの維持管理や山田川グリーンツーリズム研究会への支援などにより、山田川自然の里の保全と利用促進を図ります。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 人工林の間伐や植林・育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。	●	
<input type="checkbox"/> 間伐材や県内産木材を積極的に利用します。	●	●
<input type="checkbox"/> 市民農園の活用、農地・水・農村環境保全向上活動への参加により、耕作放棄地の再生利用や解消などに協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 認定農業者やエコファーマーの認定を積極的に受けます。		●
<input type="checkbox"/> 地場野菜などを積極的に購入することにより、地産地消や旬産旬消を進めて地域の農業を守ります。	●	●
<input type="checkbox"/> 竹林整備など地域ぐるみの里地里山の保全や復元に協力します。	●	●

●基本方針 2 自然共生社会に向けたまちづくり
 ●取り組みの方向 2-3 動植物の保全と自然とのふれあいの推進
 ●環境課題

生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 三島市自然環境基礎調査報告書によると、4,020種の動植物が確認されています。今後は調査データの更新や見直しを行い、動植物情報の発信、生物多様性保全のための啓発資料などへの活用を図る必要があります。
野生動植物	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 巨樹が140本分布しているほか、楽寿園や三嶋大社などには特定植物群落や天然記念物に指定されている貴重な森が残っています。これらは過去から受け継がれた貴重な自然資源であり、今後も大切に保護していく必要があります。 ❖ 市内では絶滅の可能性のある動植物が137種確認されています。将来の世代に渡って生物多様性を確保していくため、絶滅の可能性のある動植物についての意識啓発や保護を行うとともに、これらの動植物が生息する環境と一体となった保全を図っていく必要があります。 ❖ 市内には外来生物法に基づく特定外来生物が9種確認されていることから、今後は外来生物法の意識啓発を行うとともに、特定外来生物の駆除・防除を行う必要があります。 ❖ 近年ではイノシシやシカなどの野生動物が農林業へ被害を与えるケースが全国的に増えています。本市においても、イノシシやシカなど野生動物が増えているとの報告もあることから、被害状況の調査や捕獲、被害防止施策について検討していく必要があります。
自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 「平成の名水百選」の源兵衛川、「静岡県のみずべ100選」の楽寿園小浜池、桜川、宮さんの川など、自然とふれあうことのできる場所が多いのが大きな特徴です。このような快適な水辺でのふれあいが今後も保全されるよう、自然資源の確保や環境美化に配慮した維持管理を図る必要があります。 ❖ 「街中がせせらぎ」事業によって、中心市街地の水辺などが整備されているので、今後は積極的に活用を図っていく必要があります。 ❖ 箱根の里や楽寿園などでは、体験学習や観察会などが実施されていますが、参加者が少ないという課題があります。今後は自然とふれあえる場所についての情報提供やニーズに合った体験イベントの企画・PRなど、ふれあいの機会の拡大に努めていく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
「身近な緑や自然の量」に関する市民の満足度	57.7%	65.0%	70.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
「自然とふれあえる空間がある」に関する市民の満足度	50.5%	55.0%	60.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 生物多様性について調査・広報します

- ◆自然環境基礎調査を定期的を実施するとともに、成果を活用した生物多様性の普及啓発を行います。
- ◆生物多様性地域戦略の策定の検討をします。

(2) 野生動植物を保護・管理します

- ◆ふるさとの保存木や桜の名所など、貴重な緑を大切に保護・保存します。
- ◆鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の保護や、有害鳥獣に対する対策を進めます。
- ◆特定外来生物の調査・監視の実施や外来生物法の意識啓発を行います。

(3) ふれあいの場所や機会をつくります

- ◆源兵衛川や大場川、清住緑地など水辺の緑地や街路樹などを適正に管理します。
- ◆街中がせせらぎキャンペーンの実施(環境ウォーク、キャンペーン事業による回遊ルートのPR)など、中心市街地の水辺やアメニティを活用しPRを図ります。
- ◆箱根の里や楽寿園の自然を活かした観察会や体験学習を進めます。
- ◆市内の環境資源を活用したエコツアーを企画します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 地域の自然や動植物、生物多様性に関心を持ち、ふるさと保存木や桜の名所など、貴重な緑の保全に協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 生ごみや未収穫作物などの適切な管理、追い払いの徹底などにより、有害鳥獣による被害を未然に防止します。	●	●
<input type="checkbox"/> 外来生物への意識を高めて調査・監視に協力するとともに、外来生物法を順守して飼育・栽培・保管・運搬・輸入などを行いません。	●	●
<input type="checkbox"/> 森林体験などの場の提供や機会を設けます。		●
<input type="checkbox"/> 中心市街地の水辺や緑地、楽寿園などを活用するとともに、維持管理に協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 市内の環境資源を活用したエコツアーの企画や参加をします。	●	●

第4節 健康で安心して暮らせるまちづくり

●基本方針

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

●取り組みの方向

3-1 大気・音環境の保全

●環境課題

大気汚染

- ❖ 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素は環境基準を達成しており、濃度の経年変化も横ばいもしくは改善しています。アンケートによると、市民や小中学生の大気汚染への関心度は高く、重要度も高いことから、今後も大気汚染物質の監視を行うとともに、環境基準値の達成を堅持し、さらに改善できるように環境負荷の低減を図ることが必要です。
- ❖ 光化学オキシダントは毎年、環境基準を達成できていませんが、これは、全国的にみても同じ傾向が見られます。現状では健康上問題となる濃度ではありませんが、その原因物質である窒素酸化物などの削減は将来に向けて、広域的視点で取り組んでいく必要があります。
- ❖ 事業所からの排出ガスについては、大気汚染防止法により厳正な規制があることから、適正な運用がなされています。事業所への立ち入り調査は県の所管事項ですが、市民からの苦情や普段からの調査により異常を速やかに発見するなど、県と協力して引き続き、監視を怠らないことが必要です。
- ❖ 大気環境保全のため、事業所についても重油などの高負荷のエネルギーから天然ガスなどの環境にやさしいエネルギーに変換していく必要性があり、事業所に対し一層の努力を促していく必要があります。

悪臭

- ❖ アンケートによると、悪臭の満足度は平成12年度、平成17年度、平成22年度と徐々に高くなっており、今後もさらに満足度を高めていくための取り組みが必要です。
- ❖ 平成20年4月から臭気指数規制による悪臭規制を行っていますが、導入間もないことから、臭気指数規制の周知を図っていく必要があります。
- ❖ 豚舎や牛舎など家畜排泄物の悪臭発生源への対策を実施し、苦情などの未然防止を図る必要があります。

騒音・振動

- ❖ 環境騒音は全ての地点で環境基準を達成していますが、騒音に関する苦情は大気汚染に次いで多く、最近では大規模な工場による騒音よりも近隣騒音が問題になっています。そのため、今後も定期的な騒音測定を行うとともに、事業所や家庭から発生する騒音・振動の低減に向けた取り組みを推進する必要があります。
- ❖ 交通量の多い主要道路で測定している自動車交通騒音は、環境基準を達成している場所が少ないことから、騒音を低減する機能を持つ低騒音（排水性）の舗装整備などを進めていく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
大気汚染に係る環境基準達成率 (SO ₂ , NO ₂ , CO ₂ , SPM)	100%	100%	100%	大気汚染物質4物質の環境基準を達成している地点の割合
環境騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	環境騒音の環境基準を達成している地点の割合

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 大気汚染・悪臭・騒音・振動の監視をします

- ◆測定局や測定項目の見直しを行いながら、定期的な大気汚染物質の測定・監視を続けるとともに、光化学オキシダント警報が発令された場合は、同報無線などによる周知を行います。また、必要に応じアスベスト濃度の測定を行います。
- ◆定期的な居住環境騒音及び自動車交通騒音の測定や、必要に応じた悪臭の測定を行い、監視を続けます。
- ◆酸性雨の状況について常時観測を行います。

(2) 大気汚染・悪臭・騒音・振動を減らします

- ◆大気汚染や悪臭、騒音・振動に関する苦情に速やかに指導対応するとともに、発生源には県と連携した立入調査などの強い指導を行います。
- ◆低騒音（排水性）の道路舗装の導入など、防音・防振設備の導入を進めます。
- ◆悪臭低減のための家畜舎の消毒薬剤への補助など、家畜排せつ物の適正管理に努めます。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を順守するとともに、発生源への立ち入り調査に協力します。		●
<input type="checkbox"/> ボイラーなど燃焼機器の効率的使用や適正管理を行うとともに、定期的に濃度を測定して現状を自主的に把握します。		●
<input type="checkbox"/> 小型焼却炉による焼却や野焼き行為を自粛します。	●	●
<input type="checkbox"/> 建設工事などにおける粉じんや騒音・振動などの発生を最小限に抑えます。		●
<input type="checkbox"/> 生活騒音などによる近隣騒音の防止に努めます。	●	●
<input type="checkbox"/> 生け垣や植栽など、敷地内の緑化により騒音・振動を緩和します。	●	●
<input type="checkbox"/> 家畜ふん尿の再資源化や家畜ふん尿の悪臭を低減させる飼料などの利用、適正な汚水処理を行うなど、環境に配慮した畜産を進めます。		●

●基本方針

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

●取り組みの方向

3-2 水・土壌環境の保全

●環境課題

水質汚濁

- ❖ アンケートによると、水質に対する市民の満足度・重要度はともに1位となっており、水のきれいなまちとして市民の期待は大きいものがありますが、市内河川のうち、特に清冽な湧水が川を形づくる市街地の湧水河川は、現在も良好な水質を維持しています。また、源兵衛川では毎月の水質測定のほか、毎年、夏休親子水生生物観察会による水質判定を実施しています。今後も定期的な水質汚濁物質の監視が必要です。
- ❖ 地下水は環境基準を達成していますが、一度汚染されるとその回復は大変困難となるため、未然防止対策の充実が必要です。

生活排水・事業排水

- ❖ 公共下水道の整備は着実に進んでおり、大場川やその支流河川では、水質が改善傾向にあります。今後も公共下水道整備済区域での下水道への早期接続や、公共下水道認可区域外及び全体計画区域外地域における合併処理浄化槽設置の推進、家庭での生活排水対策を図る必要があります。
- ❖ 事業所からの排水は水質汚濁防止法で規制を行っていますが、畜産排水が流入する蟹沢、竹倉柳郷地川などではBOD値が高く、汚染が減っていないため、引き続き事業所への立ち入り調査を実施する必要があります。
- ❖ 農地からの汚濁排水を低減するため、環境への負荷の少ない環境保全型農業の推進を図る必要があります。

土壌汚染

- ❖ 北沢亜鉛精錬工場の跡地など、土壌汚染が心配な場所があります。跡地周辺の水質調査結果では、異常が見られませんでした。今後も監視を続けていく必要があります。土壌は一度汚染されると、地下水などへの影響も懸念され、その影響は広範囲に及びます。回復には大変な困難が伴うことから、未然防止対策の充実を図ることが必要です。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
大場川塚本橋のBOD年間平均値	1.2mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l	大場川の塚本橋で測定したBODの年間平均値
公共下水道普及率	75.9%	79.5%	81.7%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
生活排水処理率	77.9%	81.6%	84.7%	行政人口に対する公共下水道や合併処理浄化槽などにより、生活雑排水処理をしている人口の割合

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 水質汚濁・土壌汚染の監視をします

- ◆定期的に河川や地下水の水質調査を実施するとともに、河川等環境監視モニターによる監視を続けます。
- ◆北沢亜鉛工場跡地周辺の水質測定の実施など、土壌汚染の防止と土壌汚染地域の監視・指導を続けます。

(2) 水質汚濁・土壌汚染を減らします

- ◆水質汚濁に関する情報に速やかに指導対応します。
- ◆公共下水道を計画的に整備するとともに、広報などによる啓発や接続改造費の資金融資の斡旋及び利子補給、未接続世帯への個別指導により、速やかな接続を推進します。
- ◆合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置に対する補助を行います。
- ◆終末処理場や衛生プラントの適正な維持・管理に努めます。
- ◆水質汚濁発生源には県と連携した立入調査などの適正な指導を行います。
- ◆減農薬や低化学肥料などを進める環境保全型農業を支援します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 河川等環境監視モニターに参加し、水質の監視に協力します。	●	
<input type="checkbox"/> 土壌に対する規制を順守するとともに、土壌が汚染されないような対策を事前に施します。		●
<input type="checkbox"/> 生ごみや油などの排水を控え、洗剤は環境に負荷の少ない製品を選びます。	●	●
<input type="checkbox"/> 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を進めます。	●	
<input type="checkbox"/> 事業所排水の浄化を徹底するとともに、規制を順守します。		●
<input type="checkbox"/> 環境保全型農業の推進や減農薬・低化学肥料などによる農産物の生産・購入に努めます。	●	●

●取り組みの方針・具体的な取り組み

●基本方針 3 健康で安心して暮らせるまちづくり

●取り組みの方向 3-4 有害物質や公害苦情への対応

●環境課題

有害物質

- ❖ 大気と水質のダイオキシン類については、測定した全地点で環境基準を達成しています。また、外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）については、大場川で監視を行っていますが、問題がないレベルの測定値となっています。アスベストについても一般環境中で検出されていません。このように、ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質、アスベストなどの有害化学物質については問題が発生していないものの、多種多様な化学物質がある中で測定しているのは一部の物質に過ぎないことから、今後も継続的な監視を行う必要があります。
- ❖ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線量の増加や放射性物質の拡散についての社会的不安が高まっているため、本市における放射線量などの測定や結果の公表、意識啓発などを図っていく必要があります。

公害苦情

- ❖ 公害苦情件数は減少傾向にありますが、苦情の内訳を見ると大気汚染や悪臭への苦情が多くを占めています。さらに、最近は法律では対応できない個人間の苦情などが増えており、苦情の解決もより難しいものとなっています。苦情の多い大気や悪臭などを中心に公害苦情の未然防止を図るとともに、発生した苦情への適切な対応を行うことが求められます。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率 (大気、水質、底質、土壌)	100%	100%	100%	ダイオキシン類の環境基準を達成している地点の割合
公害苦情件数	75 件	50 件	45 件	市に寄せられる公害などの苦情・相談件数 (年間)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 有害物質の監視と指導をします

- ◆定期的にダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質の濃度を測定し、監視を続けます。
- ◆焼却施設や油・化学物質の流出などの発生源に対して、国・県と連携した立入調査や指導などを行います。
- ◆清掃センター焼却施設から排出されるダイオキシン類の測定や自主基準値に基づく運転管理を行います。
- ◆放射線量や放射性物質の濃度について必要に応じ測定を行い、結果を公表します。
- ◆建材や家具などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンなどの揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するため、建築基準法に基づく指導を行います。
- ◆吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、建築基準法に基づく指導を行います。また、吹き付けアスベストの除去などにより飛散防止を図ります。

(2) 公害への苦情を減らします

- ◆公害に関する苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適正な指導を行います。
- ◆公害苦情の未然防止のため、パンフレットなどによる周知を行います。
- ◆環境保全資金貸付金への利子補給などにより、企業の環境保全対策を支援します。
- ◆タバコの嫌煙運動の高まりから、マナーを無視した喫煙者に対する苦情が増えており、路上喫煙防止条例の改正・施行に伴い、市民・観光客などへの啓蒙普及活動を進めます。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
□ダイオキシン類に対する規制を順守し、小型焼却炉による焼却や野焼き行為を自粛します。	●	●
□PRTR 法を順守して化学物質の適正管理を行うとともに、外因性内分泌攪乱化学物質など人体や生態系などへの有害性が疑われるものについては、製品等への使用を控えます。		●
□放射線量や放射性物質についての学習や理解を進めます。	●	●
□身の回りの環境の変化や異常を発見した場合は、市に通報します。	●	●
□公害が発生しないように努め、万一、発生した場合は、被害が拡大しないよう、速やかに対応します。	●	●

第5節 快適な環境に向けたまちづくり

●基本方針

4 快適な環境に向けたまちづくり

●取り組みの方向

4-1 公園緑地の整備と緑化の推進

●環境課題

公園緑地

- ❖ 市民1人当たりの公園面積は県平均よりも少ないため、計画的な公園整備が必要です。さらに公園や緑地、街路樹の維持管理費は年々増加しているため、市民との協働による新たな管理体制を築く必要があります。
- ❖ 源兵衛川や大場川、清住緑地などの水辺や緑地は、市民の憩いの場として多くの人に利用されているため、今後も適切な管理が必要です。また、アンケートによると、子どもの遊び場所として公園が大切な役割を果たしていることから、自然とのふれあいや環境教育・環境学習の場所として機能するような公園緑地の整備・管理方法を検討する必要があります。
- ❖ 近年、利用者数が減少している楽寿園は市民の貴重な財産であり、後世に引き継いでいくためには、水や自然と楽しむことができる環境の整備や施設の改善、市内外へのPRなどが必要です。

緑化

- ❖ 本市では緑に関する総合的な施策の指針として「緑の基本計画」を策定しており、同計画に基づいて計画的な緑化を推進する必要があります。
- ❖ 本市では記念樹や生け垣づくり用苗木の配布、三島みどりまつりの開催、屋上・壁面緑化への支援など、さまざまな緑化事業を推進しています。特に生け垣づくりは環境面や防災面で有用性が高く、また、屋上緑化・壁面緑化も地球温暖化防止に有効な取り組みであることから、今後も家庭や事業所、学校などに普及を図っていく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
都市公園の開設済み面積	36.3ha	47.5ha	47.5ha	市で開設した都市公園の総面積
1人当たりの都市公園面積	3.3㎡/人	4.2㎡/人	4.2㎡/人	市民1人当たりの都市公園面積
楽寿園入園者数	258,209人	250,000人	260,000人	楽寿園の入園者数(年間)
屋上・壁面緑化の補助面積	1,107.5㎡	1,700.0㎡	2,300.0㎡	屋上緑化・壁面緑化の導入助成を利用した面積(累計)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 公園緑地を整備・管理します

- ◆楽寿園をはじめとする公園や緑地などを管理します。
- ◆間伐材を利用した公園施設の設置及び保守を行います。

(2) 緑を増やします

- ◆緑の基本計画に沿った緑の保全や緑化の推進を図ります。
- ◆水と緑と花にあふれるガーデンシティを形成します。
- ◆生け垣づくりや屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン、コミュニティガーデンの活用、学校校庭の芝生化などを推進するとともに、街路樹や地域の花壇などを適正管理します。(再掲 1-1(3))
- ◆遊休地や休閑地を公共花壇や緑地などとして活用を推進します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> マナーを守って公園緑地を利用します。	●	
<input type="checkbox"/> 地域の公園・緑地の整備や管理にボランティアとして参加します。	●	●
<input type="checkbox"/> 遊休地や休閑地を公共花壇や緑地として活用できるように協力します。		●
<input type="checkbox"/> 家庭や事業所の敷地内の生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを積極的に行い、水と緑と花にあふれるガーデンシティづくりに協力します。	●	●

●基本方針

4 快適な環境に向けたまちづくり

●取り組みの方向

4-2 良好な景観形成と歴史的資源の保全

●環境課題

景観

- ❖ 本市は地域の特色に応じたきめ細かな景観形成を進めていくため、平成18年に景観行政団体となり、景観法・三島市景観条例・三島市景観計画・三島市屋外広告物条例(H24.4.1 施行予定)などに基づく景観形成を推進しています。今後はこれらに基づく総合的かつ計画的な景観形成に向けた着実な推進が求められます。
- ❖ 本市は富士山や湧水と水辺の緑の景観が大きな特徴となっており、市民の誇れる場所としてアンケートの上位にあがった楽寿園、三嶋大社、源兵衛川などは街中の良好な景観形成に貢献しています。しかし、近年は高層建築物の立地や屋外広告物の設置なども増加傾向にあることが問題となっています。今後は市内の優れた景観資源や眺望点などを活かした景観形成を行うとともに、景観形成基準に基づく大規模建築物などに対する形態誘導や屋外広告物の規制を行うことにより、良好な景観への誘導を図る必要があります。

ポイ捨て・不法投棄

- ❖ 本市では「ごみの不法投棄等防止条例」による規制を行っていますが、不法投棄の回収件数・回収量は増加しています。アンケートによると、不法投棄やごみのポイ捨ての関心度は市民・事業者ともに高く、対策を強く望んでいることから、今後もポイ捨て防止の啓発や不法投棄防止パトロールなどを強化していく必要があります。

歴史的資源

- ❖ 本市の深い歴史や固有の文化が快適な都市環境を形成していることもあり、アンケートによると歴史・文化遺産への市民の満足度は高いことから、今後も郷土の歴史・文化・行事などを伝承していくことが必要です。
- ❖ 本市には指定文化財が81件あり、このうち史跡・名勝・天然記念物は16件が指定されています。これらの貴重な文化財を後世に継承していくため、文化財の保護・保存や周辺の環境整備、また、展示などによる活用などを図っていく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
「景観(自然風景・街並み)の美しさ」に関する市民の満足度	48.8%	55.0%	60.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
電線類地中化整備延長	2,200m	4,340m	5,060m	電線類地中化の整備延長の距離(累計)
指定文化財の件数	81件	87件	92件	国・県・市の指定文化財の件数
郷土資料館入館者数	47,363人	100,000人	100,000人	郷土資料館の入館者数(年間)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 良好な景観づくりを行います

- ◆景観形成基本計画・景観計画に沿った施策や取り組みを推進します。
- ◆電線類地中化などにより、快適な都市空間を確保する環境整備を推進します。
- ◆景観形成に寄与する民間の建築物や、景観形成に功績があると認められる活動を行った個人・団体に対して、三島市景観賞の表彰を行います。
- ◆大規模建築物などの景観誘導や指定地区内の景観形成への助成を行います。
- ◆眺望地点の指定・整備や景観重要樹木・景観重要公共施設などの指定を行います。
- ◆自転車駐輪場の利用を促進するとともに、放置禁止区域における放置自転車の撤去、街頭での駐輪指導を徹底するなど、駐輪マナーの向上を図ります。
- ◆屋外広告物への規制・誘導、違反広告物の撤去などを行い、美観・風致の維持を図ります。
- ◆光害対策ガイドラインの普及啓発と光害苦情発生源への指導を行い、光害による景観阻害を防止します。

(2) ポイ捨てや不法投棄を防ぎます

- ◆路上喫煙防止に係る条例の周知・徹底や重点監視区域での巡回などにより、たばこの吸い殻の散乱を防止します。
- ◆不法投棄の防止のため、不法投棄クリーンキャンペーンなど各種キャンペーンを通じた啓発を推進します。
- ◆街中の道路・河川などのごみ0大作戦やごみ拾いツアーの実施などにより、美観の維持を図ります。
- ◆不法投棄監視員などによる巡回パトロール強化や不法投棄物の回収などを行います。

(3) 歴史的資源を守ります

- ◆郷土資源を保護・保存するとともに、将来の世代へと継承します。
- ◆文化財の調査・発掘などにより、文化財の保護・保存を行います。
- ◆楽寿園庭園樹木及び文化材の保全整備や郷土資料館の整備など、文化財の環境整備と活用を図ります。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 店舗や看板・広告塔などは、屋外広告物の規制を順守し、周辺の自然環境や景観・街並みと調和するように、色や形、配置などに配慮します。		●
<input type="checkbox"/> 事業所の敷地内やその周辺の緑化・美化に努め、都市景観の向上に努めます。		●
<input type="checkbox"/> 光害対策ガイドラインに沿った照明の設置を徹底します。		●
<input type="checkbox"/> たばこの路上喫煙やポイ捨て、駐輪マナーやモラルの徹底を図るとともに、道路や河川などのごみ拾いツアーに参加し、美観の維持に協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 不法投棄の監視や回収に協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用、PRに協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 工事の実施前における埋蔵文化財の調査や保護・保存などに協力します。		●

第6節 協働で進める環境づくり

●基本方針

5 協働で進める環境づくり

●取り組みの方向

5-1 環境教育・環境学習の推進

●環境課題

環境リーダー

- ❖ 環境ボランティアの育成とその普及に先導的役割を担う人材育成を目的とした「環境リーダー」は、毎年着実に増加しており、今後もさらにあらゆる世代の環境リーダーを育成していく必要があります。
- ❖ 小・中学校における環境リーダー育成は、現行の研修プログラムが効果的かどうかを検証し、必要に応じ学校との連携の強化を図り、より効果的な研修プログラムを作成する必要があります。
- ❖ ストップ温暖化推進員の活動も活発化してきましたが、今後は推進員の増加と協議会の自立を図っていく必要があります。

環境教育・環境学習

- ❖ 本市では幼児期から始める環境教育、縦割りの壁を越えた環境学習などの観点から、総合的な環境教育を実施しています。今後も環境や社会状況の変化に応じた環境読本の更新や、環境教育プログラムの継続的な改善などを図っていく必要があります。
- ❖ 本市では河川水生生物観察会や環境保全講演会など、市民を対象とした環境学習の機会づくりを行っています。しかし、アンケートによると市民の参加率は低いことから、今後は学習機会を増やすと同時に参加促進を図る必要があります。

食育

- ❖ 本市では平成20年に食育基本計画の策定、平成21年に食育基本条例の制定、食育推進都市宣言を行っていることから、今後も食育を重点的に推進していく必要があります。
- ❖ 本市では、乳幼児期から子どもの食育に関する各種事業を展開し、また、食育出前講座や各種イベントなどを通じた啓発を行っていますが、今後は食育に関心の低い人への啓発の工夫や、イベント実行組織の後継者育成、箱根西麓三島野菜のブランド化などを推進していく必要があります。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
環境リーダー育成人数	1,215人	1,647人	2,007人	市民を対象とした環境教育に参加した人数(累計)

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 環境リーダーを育てます

- ◆小学生及び中学生環境リーダーの育成、ストップ温暖化推進員へのスキルアップ研修の実施などにより、学校や家庭・地域で活躍する環境リーダーを育成します。

(2) 環境教育・環境学習を進めます

- ◆保育園や幼稚園、小・中学校における環境教育を推進します。
- ◆手づくりの環境教育教材・副読本などを配布し、環境学習に役立てます。
- ◆河川水生生物観察会などの自然観察会を実施します。
- ◆環境保全講演会、公民館や子育て支援センターでの環境講座などの開催により、市民や事業者が参加できる環境学習機会の充実を図ります。

(3) 食育を進めます

- ◆食育基本条例及び食育基本計画に基づき、幼稚園・保育園、小中学校での食育教室や団体対象の食育出前講座、食育に関するイベントの実施、エコ料理の普及啓発などにより、総合的に食育を推進します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 環境リーダーを育成する研修に積極的に参加します。	●	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園、小・中学校が進める環境教育について理解・協力するとともに、新たな環境教育教材について提案します。	●	●
<input type="checkbox"/> 環境学習の機会への積極的参加を進めます。	●	●
<input type="checkbox"/> 食育に関するイベントに積極的に参加するとともに、家庭・職場・学校などで食育について考え、実践します。	●	●
<input type="checkbox"/> 「三島市民家族団らんの日」「わが社の家族団らん」の日に協力し、参加します。	●	●

●基本方針

5 協働で進める環境づくり

●取り組みの方向

5-2 環境保全活動の推進と環境情報の提供

●環境課題

地域環境活動

- ❖ 市内 4 地区のエコリーダー活動会議のほか、環境ボランティアによる地域づくり、地域における環境保全活動が実施されています。今後もエコリーダーによる活動の活発化や、地元自治会と連携した環境保全活動の実施などを図る必要があります。
- ❖ アンケートによると、事業者が地域で行う環境保全活動として、清掃活動や地域行事への参加・協力が多く、企業の社会的責任（CSR）として環境保全を捉えている事業所も多くなっています。今後は清掃活動や地域行事以外の緑化、環境ボランティア団体への支援など、多様な関わり方ができる方策を検討していく必要があります。

環境保全団体

- ❖ 市内には環境保全を目的とした環境ボランティア団体が多くあるほか、アダプトプログラムや広域的な事業者組織による環境保全活動が行われています。今後も環境ボランティア団体への支援を行い、本市全体の環境保全活動を活発化していく必要があります。
- ❖ 本市では平成 21 年 4 月からエコセンターを開設し、環境保全活動の拠点として活用していますが、今後は更なる利用の促進が求められます。

環境情報

- ❖ 本市では各種メディアによる環境情報の発信を行っており、ホームページアクセス件数も増加傾向にあります。しかし、環境情報の収集・整理が行政組織ごとに行われていることから、今後は事業や組織を超えた環境分野ごとの情報整理をしていく必要があります。
- ❖ 市民・事業者・民間団体などによって環境情報のニーズが異なることから、これらの主体が使いやすい情報提供を検討していく必要があります。
- ❖ 環境基本計画に掲載されている施策は環境マネジメントシステムにより進捗管理を行い、毎年、環境報告書を作成していますが、市民や事業者にも分かりやすい内容とすることが求められています。

●数値目標

指標名	現状値 (H22)	中間目標 (H28)	最終目標 (H33)	指標の説明
河川清掃・環境講演会 参加人数	910 人	1,000 人	1,000 人	市、環境保全団体が実施する河川清掃や講演会へなどへの参加者数（年間）
市 HP の環境情報 3 カ年 平均アクセス件数	141,380 件	148,000 件	155,000 件	市ホームページ・環境情報ページの 3 カ年平均のアクセス件数

●取り組みの方針・具体的な取り組み

(1) 地域による環境保全活動を広げます

- ◆環境ボランティアやエコリーダーと連携し、協働による地域の環境づくりを推進します。
- ◆学区や自治会などの地域単位による環境保全活動や、児童・生徒が主体的に取り組む環境活動を促進します。
- ◆環境ボランティア団体やNPO、事業者のCSR活動などへの協力・支援を行います。
- ◆アダプトプログラムなど、河川清掃や美化活動、公園管理などさまざまな環境保全活動に市民や団体の参加を促進します。
- ◆環境学習や活動の拠点としてエコセンターや市民活動センターを有効活用します。

(2) 分かりやすい環境情報を提供します

- ◆各主体のニーズに合った環境情報や最新情報を掲載したホームページづくりを行うとともに、コミュニティFMや広報紙などさまざまなメディアにより、生活環境の測定結果をはじめとする環境情報を積極的に市内外に発信します。
- ◆図書館において関連資料などを収集、提供します。
- ◆地域環境情報誌の発行をはじめ、環境ボランティアやNPOによる地域情報の発信を行います。
- ◆本市の環境の現状や環境への取り組み状況についてわかりやすくまとめた年次報告書を作成し公表します。

●市民・事業者の取り組み(例)

	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 地域の環境ボランティアやエコリーダーの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加・協力します。	●	●
<input type="checkbox"/> 環境学習や活動の拠点としてエコセンターを利用します。	●	
<input type="checkbox"/> 市がホームページや各種メディアによって提供する環境情報や最新情報を活用します。	●	●
<input type="checkbox"/> 市の発行する年次報告書に関心を持つとともに、意見や提案を提出します。	●	●
<input type="checkbox"/> 事業者のCSR活動としての環境保全活動を積極的に行うとともに、環境報告書を発行するなど、事業者自らによる環境情報の提供を積極的に行います。		●